ギリシャ政府の新型コロナウイルス感染症対策 (アッティカ県に対する地域別追加制限措置の詳細)

2020年9月18日 在ギリシャ日本国大使館

新型コロナウイルス感染症対策として、ギリシャ政府はアッティカ県に対して、9月16日から30日まで有効な追加制限措置を発出しており、以前に速報として、領事メールにて政府発表内容をお知らせさせていただいたところですが、この度、官報にその詳細が掲載されましたので、お知らせいたします(下記9についてはテサロニキ市にも有効です)。

なお、飲食店の客やコンサート等の観客等、個人に対する違反金は原則として15 0ユーロです。マスク着用義務に関しましては、3歳以下の子供と医学的理由(呼吸 器官の疾患等)のある者は、これを負わないとされています。

- 1 ライブミュージックショーを提供する飲食店(バー、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール等)及び屋内コンサート会場は営業禁止とする。
- 2 イベント(公的・私的、屋内・屋外を問わない。冠婚葬祭を含む)の参加人数を 50人までに制限する。違反金については個人がイベント開催者の場合、初回違反時 は3.000ユーロ、2回目違反時は5.000ユーロとする。
- 3 レストラン、バー等の飲食店は、午前 O 時から午前 7 時までの間は営業禁止とする。
- 4 飲食店では、1テーブルの利用は6人までとする(家族に対する例外的緩和措置なし)。
- 5 屋外コンサート会場の客数は50%を上限とする。立ち席、アルコール飲料の提供、喫煙を禁止する他、マスク着用を義務づける。
- 6 映画館及び劇場の客数は60%を上限とし、マスク着用を義務づける。
- 7 ライキ (大衆路上市) でのマスク着用を義務づける。店舗数は通常時の50%を 上限とし、店舗間の間隔は3m以上確保しなければならない。
- 8 全ての職場(室内)において、マスク着用を義務づける(民間企業、公的機関を問わない)。
- 9 アッティカ県(島しょ部を除く)とテサロニキ市に対する一部店舗の営業時間制

限を継続し、次の業種の店舗については、営業開始時間を午前10時以降とする。 【対象店舗】 | T・録音・録画機器、繊維、絨毯、家電、家具、書籍、文房具、スポーツ用品、玩具、化粧品、アクセサリー、靴、花・植物、ペット、時計等を扱う店舗、ビデオ等のレンタルショップ、「shop in a shop」式の店舗。

在ギリシャ日本国大使館(領事部)

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St., 152 31 Halandri

TEL: 210-670-9910, 9911

FAX: 210-670-9981

HP: http://www.gr.emb-japan.go.jp

e-mail : consular@at.mofa.go.jp